



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

沼津市内で浸水被害に遭われた方の

生活再建説明会 & 何でも相談会

どちらも予約不要・無料

日時 7月10日(土) 13:00~17:00



生活再建説明会

第1部 13:00~13:30

第2部 15:00~15:30

弁護士と浸水被害後の対処の専門家が、浸水被害にあった建物の掃除、乾燥、消毒、ボランティアの活用方法や、生活再建のための支援制度を説明します。

(第1部と第2部の内容は同じです。

参加人数が多い場合は人数を制限させていただきます。)

何でも相談会



第1部 13:30~15:00

第2部 15:30~17:00

弁護士と上記専門家が、おひとりずつ困りごとをお伺いします。お好きな時間にお気軽にお寄りください。(参加人数により、適宜時間を区切らせていただきます)

場所 沼津市原地区センター (沼津市原1200-3)

※ 7月5日から11日まで、沼津市が同所で、り災証明書発行のための調査申請、被災ごみに関する相談、事業者等への融資等の相談の窓口を開設しています。